

2013年12月定例会 反対討論

12月17日 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、議案に対する討論を行ないます。

まず、知事提出議案についてですが、今定例県議会には90議案と諮問1件が提案され、そのうち、来年4月から実施予定の「消費税法及び地方税法の一部改正」を受け、県の使用料や手数料をいっせいに引き上げようと、30議案以上もの条例改正案が提案されました。今回の消費税増税による使用料や手数料引き上げの総額は、1億1千万円を超えます。

消費税の増税については、昨年の民主党政権時、消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げる方向で自民、公明、民主の3党ですでに合意しています。昨年12月の総選挙で政権交代した安倍自公政権は、「景気が回復しつつある」として、今年10月1日、来年2014年4月から消費税率を現行の5%を8%に引き上げることを決定しました。

しかし、世論調査をみても「景気回復を実感しない人」は半年前よりも増加しています。賃金は長期にわたり下がり続け、労働者の平均年収は過去15年間で70万円も減っているのです。まして、本県は大震災・原発事故による放射能被害を受け、2年9ヶ月経った今も、被災者も地元企業も先の見通しが持てずに苦しんでいる最中ではありませんか。こんな時に消費税を8%に引き上げたら、県民の暮らしと県内景気にも大変な悪影響を及ぼすことは、誰がみても明らかです。

そもそも、消費税は税制の根本的なところに重大な欠陥があります。

政府は、これまで「消費税は次々と転嫁されて最終的には消費者が負担する税金」と説明してきましたが、消費税法に「転嫁」という言葉はなく、納税義務者の規定はあっても担税者の規定もありません。原則あらゆるサービスのすべての段階にかかるものであり、本当は誰が負担してもよいとされているのが消費税法上の規定です。

しかも大手は、はじめから税金を念頭に価格を決めることができますが、中小・零細業者は仕入れで消費税を負担しているうえ、事業者と消費者、あるいは事業者同士の力関係で、弱い側がより多く負担させられているのが実態です。そのうえ、売り上げにかかる税金のため、たとえ経営が赤字でも売り上げがあれば消費税はかかってきます。

しかし、輸出品については免税とし、仕入れ段階でかかったとされる税金分を国が戻すというしくみになっていますから、輸出大企業にとっては、消費税率が上がれば上がるほど還付金が多く戻るしくみなのです。消費税増税は、財界・輸出大企業からの要請でもあるわけです。

また、他の国税に比べ滞納が最も多いのが消費税です。2010年は350万件のうち6

3万件、約18%が滞納という実態でした。政府は、それを覆い隠すため取立てをいっそう苛酷にしています。そのため、倒産や廃業に追い込まれる自営業者や中小企業が増えています。まして、本県は、大震災・原発事故を受けた被災県で、その影響は甚大です。

ところが県は、原則納税義務がないにもかかわらず、今議会に使用料・手数料の消費税増税分の負担を県民にも求めようとしています。県の財政規模や大型公共事業などの予算からみても、使用料・手数料の1億1,000万円程度は充分吸収できるはずですが。

したがって、知事提出議案第9号、11～17号、23～29号、31～39号、41号、43号、45～47号、75～76号については反対です。

また、知事提出議案78号は県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加を求めようとするものであり、反対です。

次に、請願・議員提出議案の意見書についてです。

まず、今年の6月県議会に提出された請願、継続議案第163号と議員提出継続議案174号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」についてですが、意見書にあるように中小業者・自営業者の家族従業員の働き分が、税法上「必要経費」として認められていません。先進国の中でも日本は遅れています。

配偶者や家族従業者の働き分が、「必要経費」として認められないため下請け単価に反映されず、低単価、低工賃の一因にもなっています。事業主の所得から、配偶者は年間86万円、家族従業者は年間50万円の控除がありますが、家族従業者はこの控除が所得とみなされるため住宅ローンも組めず、社会的にも経済的にも自立しにくい状況に置かれています。また、配偶者の働き分を認めていないことは、女性の地位を税法上認めない明治時代からの家父長制の名残りというものです。いずれにしても、憲法で保障されている個人の尊重（13条）、法の下での平等（14条）、両性の平等（24）、財産権（29条）に反します。配偶者や家族従業者の働き分を「必要経費」として認め、所得税法56条は廃止すべきです。

この意見書については、すでに今年8月末現在で県内の18市町村、30.5%で採択されており、また、全国女性税理士会をはじめ11の税理士会も求めています。本県議会も当然採択すべきです。

次に、継続請願第184号、議員提出継続議案206号、207号の集団的自衛権と憲法解釈に関する意見書と、継続請願185号、議員提出継続議案209号の「特定秘密の保護に関する法律制定の断念を求める意見書」については、合わせて意見を述べます。

消費税増税と社会保障の切り捨て、原発の推進、集団的自衛権の行使容認、秘密保護法など、安倍政権の暴走の具体化は、本日報道された福島民報と福島テレビとの共同の県民世論調査でも明らかなように、県民と国との認識の差はいっそう広がっています。

過去の侵略戦争と植民地支配の肯定・美化、「自民党の改憲案」にみられる戦前に回

帰するような基本的人権の否定、近代の社会保障の理念を否定し、19世紀に逆戻りするような「自己責任」・「家族責任」論など安倍政権の歴史逆行、復古的な姿勢、軍事優先の姿勢は、国内はもとより、国際的にも大きな矛盾を引き起こしています。最大のもよりどころのアメリカからも批判が起きており、アメリカのアジア戦略でも軋轢（あつれき）を生じているのです。

安倍政権は、憲法9条2項を変え、「国防軍」を現実の政治日程にのせることを公言していますが、これは単なる自衛隊の名称変更という形式論ではなく、歯止めを取り払い、日本を「海外で戦争をする国」に変えようとするものです。しかも重大なのは、安倍政権が「積極的平和主義」を看板に、明文改憲の前にも解釈改憲によって集団的自衛権の行使を可能にしようとしていることです。

今臨時国会では、外交・安保政策の「司令塔」となる「国家安全保障会議（日本版NSC）法案」と「秘密保護法案」を強行し、初の「国家安全保障戦略」を閣議決定し、「新防衛大綱」を策定しようとしています。「従来の特守防衛」の建前さえ投げ捨て、自衛隊の侵略的機能の強化を図ろうとするものです。秘密保護法に続き、またぞろ共謀罪まで持ち出そうとしています。これは犯罪を実行していなくても「相談」しただけで逮捕されるという恐ろしい法律です。さらには、2014年の通常国会では、集団的自衛権の行使を現実のものとする「国家安全保障基本法案」の成立まで狙っています。

そもそも今回強行採決された「秘密保護法」は、国民の目と耳、口をふさぎ、国民の知る権利、言論・表現の自由を脅かし、日本国憲法の基本原理を根底から覆す稀代の悪法です。これは、日本を「海外で戦争をする国」につくりかえるために、国家が強権的に情報を統制し、国民の言論・表現を抑圧することを目的としています。もともと、日本は先進国の中でも不当に秘密にされていることが特段に多い国なのです。

わが県議会が、今年の9月県議会で全会一致で採択した「特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書」、12月5日に自民・公明会派を除く、民主・県民連合、ふくしま未来ネット、共産党県議団、福島・みどりの風4会派で共同会見した「声明」、また、平出議長の「談話」でも指摘しているように、「原発事故の被災を受けた県民には、SPEEDIの情報が公開されなかったために、放射線量の高い地域に避難したことが事後に明らかになった」ことはすでに承知のとおりです。今後、40年以上もかかるとされる廃炉作業の情報についてもテロ対策を理由に隠される可能性があり、県民や国民のいのちに関わるような死活的な局面においても、軍事優先で秘密にされることは容易に想像できます。

安倍首相は、法案成立後の9日の記者会見で、「秘密の範囲は広がらない」「一般国民は巻き込まれることはない」などと述べ、特定秘密を扱う公務員だけが処罰対象であるかのように言っていますが、そんな保障はどこにもありません。「何が秘密かも秘密」ということが国会の論戦で明らかになりました。秘密の取得から漏えいを話し合う（共謀）、そそのかす（教唆）、あおる（扇動）行為までを厳罰に処するもので、最高10年

の刑、1000万円以下の罰金が課せられます。これらは、森雅子担当大臣も処罰の対象と認めました。また、処罰に至らなくても、秘密を扱えるかどうかの「適正評価」は、公務員だけでなく民間の労働者にも及び、家族を含むプライバシーが丸裸にされます。国民生活は、身辺調査と厳罰の網に包囲されてしまいます。まさに、稀代の悪法ではありませんか。

映画人、学者、国際人権NGO、マスコミ、ジャーナリストも反対の声を次々とあげ、法案を強行した日の国会周辺は1万5千人の人であふれました。「採決をするな」「廃案にせよ」という国民多数の声を踏みにじって、安倍自公政権が強行採決したことは、中身もやり方も暴挙そのものです。法案が強行採決されたあとも、批判はいつそう広がっています。

法案が強行採決され、国会で通過したからといっても、日本国憲法に明記された国民主権、基本的人権、平和と民主主義をことごとく蹂躪するこの悪法は、撤廃しかありえません。安倍政権が暴走すればするほど、自らの基盤を掘り崩すことになり、まさに安倍政権の「終わりの始まり」です。この暴挙は、必ず国民と歴史によって裁かれることを強く指摘するものです。

継続請願 184号、185号とこれに関連する 206号、207号、209号の意見書の採択を求めるものです。

次に、議員提出議案 240号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」と、249号「介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に関する意見書」についてです。

240号は、「消費税導入時の消費者軽減を図るため」としてはいますが、この意見書が認めているように、また、前段でも指摘したように、そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担が重くなる「逆進性」があるのです。しかも、「消費税率10%引き上げ時に」としてはいますが、消費税10%への引き上げそのものを前提としたものです。「軽減」をいうのであれば、消費税増税そのものをきっぱり中止すべきです。少なくとも「来年4月からの実施中止」の一点で、県も県議会も共に国に求めていくことをよびかけるものです。

また、議案第 249号の意見書は、介護予防給付事業を新たに市町村の地域支援事業へ移行させようとするもので、必要な人材確保等の財源については「消費税財源の有効活用」まで求めています。これでは新たに市町村の負担を増やし、安倍政権の「社会保障と税の一体改革」を具体化するものであり、認められません。

議員提出議案第 250号は、企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書ですが、確実な賃金引上げに結びつく施策をと求めているものの、企業減税そのものは容認です。

継続請願 188号、議員提出継続議案 213号の意見書でも求めているように、わずか3年間の 9000億円の増税さえ1年前倒して復興特別法人税を廃止し、企業への負担を軽減する一方で、私たち被災県民も含め国民には所得税の復興増税を25年間も続けると

いうのでは、国民や県民の理解は得られません。

消費税を8%に引き上げるだけでも8兆円の増税、年金削減など社会保障の負担増・給付減を合わせれば10兆円、文字通り史上空前の負担増です。その一方で、270兆円にも及ぶ巨額の内部留保を抱える大企業に減税を行い、公共事業を6兆円もばらまくというのでは、まったく逆立ちしています。

したがって、継続請願188号と継続議案213号には賛成、議員提出議案240号、249号、250号には反対です。

最後に、請願234号と議員提議案第252号ですが、これは政府が米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める意見書です。

わが党の代表質問で阿部裕美子県議も指摘したように、安倍政権はアメリカの要請に応じて日本の食料主権、経済主権を踏みにじり、日本の農業に壊滅的な打撃を与えるTPP交渉参加を前提とし、コメの生産調整（減反）を5年後の2018年をめどに廃止する方針を正式に決定しました。

また、都道府県には農地の集積を義務づける「中間管理機構」まで求めています。しかも、集積した農地は企業へ売り渡すねらいです。どちらも、原発事故の放射能の被害で苦しむ本県の農業に打撃を与えるものではありませんか。

意見書が求めているように、食料自給率を向上させることを最優先に、政府が米をはじめ主要作物の需給と価格に責任を持つ政策を確立すること、現行の経営安定政策の縮小・廃止の方針を中止し、拡充すべきです。請願234号、議案252号の採択を求めるものです。

以上、知事提出議案第9号、11～17号、23～29号、31～39号、41号、43号、45～47号、75～76号、78号には反対。

請願の継続議案第163号、184～185号、188号、請願234号、意見書の議員提出継続議案第174号、206～207号、209号、213号、議案第252号には賛成。また、240号、249～250号には反対を表明し、討論を終わります。

以 上